国 土 交 通 省

平成24年建築基準適合判定資格者検定の施行について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条第２項の規定に基づき、平成24年建築基準適合判定資格者検定を次のとおり施行する。

平成24年５月14日　　国土交通大臣　前田　武志

1　受検資格　一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は建築基準法第77条の18第１項の確認検査の業務その他これに類する業務で次に掲げるもののいずれかに関して、２年以上の実務の経験を有するもの。

⑴　建築審査会の委員として行う業務

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の学部、専攻科又は大学院において教授又は准教授として建築に関する教育又は研究を行う業務

⑶　建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査の業務（建築基準法第77条の18第１項の確認検査の業務を除く。）であって国土交通大臣が確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの

2　検定期日

検定日	時間	区分	内容
８月31日（金）	午前10時から午後４時	考査	建築基準法第６条第１項の建築基準関係規定への適合を判定するために必要な知識

3　検定地　検定地は、受検者の受検申込時における住所地の都道府県により次表のとおりとする。

住所地の都道府県名	検定地
北海道	札幌市
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	仙台市
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	さいたま市
新潟、富山、石川、福井	新潟市
岐阜、静岡、愛知、三重	名古屋市
滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	大阪市
鳥取、島根、岡山、広島、山口	広島市
徳島、香川、愛媛、高知	高松市
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市

4　受検申込手続

⑴　受検申込受付期間及び時間　平成24年６月18日（月）～平成24年６月22日（金）午前10時～午後０時、午後１時～午後５時

⑵　受検申込受付場所　住所地又は勤務地の都道府県建築主務課又は同課の指定する場所

⑶　受検申込方法　受検申込みは、国土交通省令で定める受検申込書を上記⑵の場所に直接提出すること。

ただし、離島その他の遠隔地で直接申込みができない場合等やむを得ない事情がある場合に限り、郵送を認める。この場合において、受検申込受付期間の最終日までの消印のあるものに限り有効とし、封筒の表に「平成24年建築基準適合判定資格者検定受検申込書在中」と朱書し、所要の郵便切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、書留郵便とすること。

5　合格者の発表　平成24年12月20日（木）（予定）

6　その他

⑴　経歴審査は、受検申込書に基づいて行う。

⑵　解答に当たり適用すべき法令等については、平成24年１月１日現在において施行されているものとする。

⑶　天災等緊急時における検定情報については、国土交通省のホームページ上で公開するので、適宜確認を行うこと。

平成24年度通訳案内士試験公示

通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第８条の規定による平成24年度通訳案内士試験を次のとおり実施することとしたので、通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）第２条の規定に基づき、公示する。

平成24年５月14日

観光庁長官　井手　憲文

1　試験科目

⑴　筆記試験

㋐　外国語（記述式）

英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、韓国語及びタイ語のうち、受験者の選択する一カ国語（ただし、今年度外国語英語科目が免除となり、併せて他の外国語科目の受験を希望する場合、又は英語以外の外国語科目が免除となり、併せて英語科目の受験を希望する場合は二カ国語の受験を可能とする。）

㋑　日本地理（マークシート方式）

㋒　日本歴史（マークシート方式）

㋓　産業、経済、政治及び文化に関する一般常識（マークシート方式）

⑵　口述試験

通訳案内の実務（筆記試験で選択した外国語による実践的コミュニケーション能力。人物考査を含む。）

2　受験資格、試験期日、試験場所及び合格者の発表

⑴　筆記試験

受験資格　年令、性別、学歴、国籍その他の制限はない。

試験期日　平成24年８月26日（日）

㋐　外国語についての筆記試験：午前10時（日本時間。以下同じ。）から正午までの２時間

㋑　日本地理：午後２時から２時40分までの40分間

㋒　日本歴史：午後３時10分から３時50分までの40分間

㋓　産業、経済、政治及び文化に関する一般常識：午後４時20分から午後５時までの40分間

試験場所　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、京都府又は大阪府、広島市、福岡市、那覇市、ソウル市、北京市、台北市

試験場は、受験票交付の際に受験者に通知する。

㈱　外国語（記述式）試験については、ソウル市では韓国語のみ、北京市及び台北市では中国語のみ実施する。

合格者の発表　筆記試験の合格者は、平成24年11月９日（金）（予定）に、その受験番号を独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）において掲示するとともに機構のホームページ上に掲載する。受験者には郵送で合否を通知する。なお、不合格者のうち一部の科目について合格点を得た者には郵送で当該科目を通知する。

⑵　口述試験

受験資格　筆記試験に合格した者

試験期日　平成24年12月９日（日）

試験場所　英語、中国語、韓国語については、東京都近郊、京都府又は大阪府、福岡市

英語、中国語、韓国語以外の外国語については、東京都近郊

英語、中国語、韓国語受験者で筆記試験を東京都、京都府又は大阪府、福岡市で受験した者は当該受験場所と同一の地域で口述試験を受験しなければならない。

試験場及び試験時間は、筆記試験の合格通知の際に当該合格者に通知する。